

日本農業労災学会 会則

(総則)

第1条 本会は日本農業労災学会 (The Institution for Farm Accident Prevention Research of Japan) と称する。農業労災学とは、農業労働災害の予防および労災補償対策を研究する学問領域である。

第2条 本会は住所を東京都千代田区麹町 4-5 KS ビル 4F 株式会社農林水産広報センター内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は農業労災に関する理論・実践に関する具体策の研究を行い、地域農業の課題解決のために、大会や研究会等を開催し、農業労災を予防するノウハウならびに労災補償対策をすすめ、地域農業の持続的発展に務め、地産地消に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 農業労災を防ぐノウハウの研究発表会やシンポジウム等の開催および労災補償対策の推進
2. 農業労災を防ぐ安全管理活動を推進するエキスパートの養成
3. 安全管理対策の実証的研究および現地研究会の開催、模範的活動組織の表彰
4. 農作業のリスク水準を引き下げる研究論文の編集、発行
5. その他目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。会員は正会員、学生会員、賛助会員とする。

1. 正会員は本会の目的に賛同する個人で、別に定める年会費を納入する者とする。
2. 学生会員は、本会の目的に賛同する学生で、別に定める年会費を納入する者とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、別に定める賛助会費を納入する機関、団体とする。

第6条 本会に入会しようとする者は、その年度の会費を添えて別に定める入会申請書を提出し、理事会の承認を得るものとする。会費を納めない者、本会の運営に著しい不都合を生じさせた者は、理事会の議を経て除籍する。

(役員)

第7条 本会に役員として会長 1 名、副会長若干名、理事、監事を置く。理事は、総会において選任されるものとする。理事会は会長、副会長を互選するとともに、監事を選任し、会員に報告する。役員任期は、原則として、1 期 2 年とし、再任は 3 期をこえないものとする。

第8条 本会の会務遂行のため常任理事若干名を置く。常任理事は理事の互選とし、会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は常設委員会の運営並びに担当の会務を執行する。
4. 理事は重要な会務を審議する。
5. 監事は本会の運営・経理を監査する。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会費を免除され、会務運営に関する重要事項について会長の諮問に応じる。

(幹事)

第11条 本会に幹事を置くことができる。幹事は常任理事の指示を受け、会務の実行及び会員相互の連絡調整等にあたる。

(総会)

第12条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長および理事会が必要と認めた時は、会長は臨時総会を招集することができる。

第13条 総会は本会の事業報告、決算報告、監査報告の承認、役員を選出、事業計画及び予算の決定、会則の改正、その他重要な事項の審議・議決を行う。

第14条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会及び常任理事会)

第15条 理事会は理事全員によって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第16条 理事会は委任状を含め、理事数の2分の1の出席によって成立する。

第17条 常任理事会は会長、副会長及び常任理事によって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(委員会)

第18条 本会の会務を遂行するため、総務委員会、財務・会計委員会、労災防止対策委員会、労災補償対策委員会、編集委員会、JA対策委員会を置く。

なお、各委員は常任理事並びに会長が指名した理事及び会員により構成される。

第19条 上記委員会の他、必要に応じて学会賞等選考委員会を置くことができる。

第20条 各委員会の規定は別にこれを定める。

(会計)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

(会則の変更)

第 23 条 会則の改定は、総会の決議において行うものとする。ただし、第 2 条の住所の変更に限り常任理事会の承認により変更し、総会に報告するものとする。

(附則)

本会則は平成 26 年 4 月 8 日から施行する。設立年月日を平成 26 年 4 月 8 日とする。

平成 26 年 9 月 8 日改正 (住所変更)

平成 27 年 2 月 27 日改正 (住所変更)

令和元年 10 月 2 日改正 (住所変更)

令和 2 年 6 月 8 日改正 (役員任期の改正。事務局長の表記を削除)

令和 4 年 1 月 11 日改正 (住所変更)

令和 4 年 6 月 2 日改正 (第 2 条の事務局を住所に変更。第 23 条に住所変更の追記。附則に設立年月日と改正事項を付記)

令和 6 年 5 月 31 日改正 (事務局移転に伴う住所変更)